

## 第2章 給料・手当等

### ○相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例

(昭和56年8月制定)

改正	昭和56年12月26日条例第27号	昭和57年4月7日条例第1号
	昭和58年7月15日条例第1号	昭和58年10月23日条例第2号
	昭和59年1月13日条例第1号	昭和59年9月29日条例第5号
	昭和60年1月14日条例第1号	昭和60年12月28日条例第2号
	昭和61年3月15日条例第1号	昭和61年12月27日条例第3号
	昭和62年12月21日条例第3号	昭和63年12月26日条例第1号
	平成元年3月17日条例第1号	平成元年12月26日条例第3号
	平成2年12月20日条例第3号	平成3年12月26日条例第2号
	平成4年12月25日条例第5号	平成5年12月27日条例第7号
	平成6年12月19日条例第1号	平成7年12月14日条例第3号
	平成8年12月26日条例第1号	平成9年3月14日条例第3号
	平成9年12月10日条例第5号	平成10年12月4日条例第3号
	平成11年12月13日条例第1号	平成12年3月13日条例第1号
	平成12年12月20日条例第2号	平成13年12月10日条例第1号
	平成14年12月19日条例第1号	平成15年12月1日条例第3号
	平成16年4月30日条例第7号	平成17年11月30日条例第1号
	平成18年3月10日条例第6号	平成19年11月26日条例第11号
	平成21年5月29日条例第2号	平成21年11月30日条例第6号
	平成22年11月30日条例第2号	平成24年2月28日条例第2号
	平成25年2月28日条例第2号	平成25年12月2日条例第4号
	平成26年11月21日条例第3号	平成27年2月25日条例第1号
	平成28年2月25日条例第1号	平成28年11月25日条例第6号
	平成29年2月27日条例第1号	平成30年2月27日条例第1号
	平成31年2月22日条例第1号	令和2年2月21日条例第2号
	令和2年11月30日条例第4号	

(この条例の目的)

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する組合の一般職に属する職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項及び単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、正規に規定する勤務時間による勤務に対する報酬であってこの条例に規定する扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 職員の職務の級を6級に分類する。

2 前項に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表第1による。

3 給料表は別表第2のとおりとする。

4 任命権者はすべての職員の職を第1項に規定する級のいずれかに格付し、前項の給料表により職員

に給料を支給しなければならない。

(職務の級、初任給、昇給の基準等)

第4条 職員の職務の級は、第3条第2項の規定に基づく職務の分類の基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給又は一の職務の級から他の職務の級に移った場合における職員の号給は、代表理事が別に定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び職務の内容がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び職務の内容がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

(給料の支給方法)

第5条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとし、その給料の支給日はその月の16日に、1回にその金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 当該支給日が日曜日又は休日に当たるとき。 17日
  - (2) 当該支給日が土曜日に当たるとき。 15日
  - (3) 前号で定める支給日が休日に当たるとき。 18日
- 2 給与は職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。
  - 3 前項の口座振替に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、職員が本人の収入によって生計を維持する者の出産、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、給料の支払を請求した場合には、前項の支給日前においても、その日までの給料を支給することができる。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給与からの控除)

第6条の2 法律により特に認められた場合のほか、職員の支払うべき次の各号に該当する金額は、毎月給料その他の給与を支給する際、職員の給与から控除してこれを職員に代わつて払い込むことができる。

- (1) 一般財団法人京都市町村職員厚生会(以下この条において「厚生会」という。)の会費
- (2) 厚生会があつせんした物資の購入代金
- (3) 厚生会の貸付金の返済金

- (4) 厚生会の医療互助制度拠出金
  - (5) 京都市町村職員共済組合の貯金事業に係る積立金
  - (6) 職員で組織する各種団体の納付金
  - (7) その他代表理事が特に認めたもの
- (給料の調整額)

第7条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職員の職に比して、著しく特殊な職員の職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正に調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちの満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第8条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときはその届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を決定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について

準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合  
(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用する職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1ヶ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して前2号に定める額（1ヶ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(住居手当)

第10条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で、その支払っている家賃の月額が27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）

(2) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(地域手当)

第11条 地域手当の月額は給料、扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

(給与の減額)

第12条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除く外その勤務しない1時間につき第18条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間以外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を時間外勤務手当として支給する。

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第14条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を休日勤務手当として支給する。ただし、年末年始等で代表理事が定める日において勤務した職員についても同様とする。

3 前2項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

（管理職手当）

第14条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職にある者について、その職務の特殊性に基づき、給料の月額に100分の12を乗じて得た額の範囲内で、規則で定める基準に従い支給する。

2 第13条及び第14条の規定は、前項の規定により規則で定める職にある者には適用しない。

（管理職員特別勤務手当）

第14条の3 前条第1項の規定による規則で定める職（次項において「管理職員」という。）にある者が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 前2項の規定は、その勤務した時間が2時間に満たない場合は適用しない。

4 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（2）第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において規則で定める額

5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(諸手当の支給)

第15条 扶養手当及び地域手当は、給料支給方法に準じて支給する。

2 その他の手当等については、代表理事において適当と認める方法により支給する。

(勤務1時間当りの給与額の算出)

第16条 勤務1時間当りの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

(期末手当)

第17条 期末手当は6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3まで及び附則第2項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第19条第5項の規定の適用を受ける職員及び別に代表理事が定める職員を除く。)で、別に代表理事が定めるものについても同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月        | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80  |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60  |
| (4) 3箇月未満      | 100分の30  |

3 前項の算定基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第2項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額とする。

4 別表第2の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が3級以上である職員及びその職務の複雑困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員の算定基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務段階等に応じて規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

5 第2項に規定する在職期間は次に掲げる職員以外の職員として在職した期間とし、その計算については30日をもって1月とする。

(1) 地方公務員法第28条第2項に規定する休職処分(公務のため負傷又は疾病により休職処分を受けた者を除く)若しくは同法第29条に規定する停職処分を受けている者

(期末手当の支給制限)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ

たもの

(期末手当の支給の一時差し止め)

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合には、あらかじめ代表理事に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。

9 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日以前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、算定基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第2項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額とする。
- 4 第19条第4項の規定は、勤勉手当の算定基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第20条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2条「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 6 その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（休職者の給与）

- 第19条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年8月1日法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
  - 3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
  - 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
  - 5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に代表理事の定める職員については、この限りでない。
  - 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは、「第21条第5項」と読み替えるものとする。

（単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準）

- 第20条 単純な労務に雇用される者の給与の種類については、職員についてこの条例に定める給与の種類によるものとし、その基準については、他の地方公共団体における類似職務に従事する者に対する給与の基準によるものとする。

（非常勤務職員の給与）

- 第21条 常勤を要しない職員の給与については、任命権者が他の常勤の職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で支給する。
- 2 前項の非常勤の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与を除くほか、他のいかな

る給与も支給しない。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。
- 2 平成30年3月31日までの間、職員のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「給料月額減額基礎額」という。））
  - (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
  - (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額（第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額（第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
  - (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額（第18条第4項において準用する第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第18条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第18条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
  - (5) 第19条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次

に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第19条第1項 前各号に定める額

イ 第19条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第19条第4項 第1号及び第2号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第19条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第14条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1の年における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年4月制定。「勤務時間等条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に割り当てられた勤務時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1の年における勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に割り当てられた勤務時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第2項の規定が適用される間、第18条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則別表第1及び第2 略

附 則（昭和56年条例第27号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。  
（切替え）
- 2 昭和56年4月1日（以下「切替日」という。）における号給は切替日の前日においてその者の受ける号給と同じ等級の号給とする。  
（住居手当の経過措置）
- 3 切替日からこの条例の施行の前日（以下「切替日」という。）までの間において、改正前の条例第11条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第11条の規定により、この条例の施行の日を含む引続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなり又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和57年3月31日までの間の住居手当についても同様とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

4 昭和56年6月又は12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第19条第2項及び第20条第2項の規定の適用については、改正後の条例第19条第2項中「において職員が受ける給料、扶養手当及び調整手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年条例第27号)の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)別表第2の給料表において定められた額による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されるときの場合に受けるべきであった扶養手当及び調整手当の月額」と、第20条第2項中「において受けるべき給料の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額」と、「において受けるべき給料扶養手当及び調整手当の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額及び基準日現在において改正前の条例の規定が適用されるときの場合に受けるべきであった扶養手当及び調整手当の月額」とする。

5 昭和57年3月に支給する期末手当に関する改正後の条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき給料、扶養手当及び調整手当の月額」とあるのは、「における職員の号給又は給料月額につき職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年条例第27号)の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)別表第2の給料表において定められた額(以下旧給料月額)という。)による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されるときの場合に受けることとなる扶養手当及び調整手当の月額」とする。

(給与の内払)

6 改正前の条例に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和57年条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年8月1日から適用する。

附 則 (昭和58年条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年10月1日から適用する。

(給料の切替及び切替に伴う措置)

2 昭和58年10月1日(以下「切替日」という。)において切替えられる職員の給料月額(以下「切替給料月額」という。)は昭和58年10月1日においてその者が受けていた給料の月額(以下旧給料月額)という。)に対応する附則別表の切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新給料月額に対応する給料表(その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなった改正後の条例(以下「改正後の条例」という。)の別表第2に掲げる給料表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号給とする。

3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に代表理事が定める。

附 則 (昭和59年条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。ただし、第19条第1項及び第20条第1項の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

(切替え)

2 昭和58年4月1日(以下「切替日」という。)における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給と同じ等級の号給とする。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、

改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は別に代表理事が定める。  
附則別表

等級及び号給切替表

旧		給料月額	新		給料表の給料月額 欄に掲げる額	読み替える額	備 考
等級	号給		等級	号給			
2	31	277,500	2	15	272,100	277,500	
2	30	275,400	2	15	272,100	275,400	
2	22	256,900	2	12	249,500	256,900	
3	32	236,500	3	16	236,500	-	
3	20	211,000	3	11	206,200	211,000	
3	19	208,700	3	11	206,200	208,700	
3	15	194,800	3	9	193,100	194,800	
4	15	138,300	4	4	137,300	138,300	
4	12	124,500	5	5	124,500	-	

附 則 (昭和59年条例第5号)

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (昭和60年条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

(切替え)

- 2 昭和59年4月1日(以下「切替日」という。)における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給と同じ等級の号給とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則 (昭和60年条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。ただし、第8条第4項の改規定は、昭和61年6月1日から施行する。

(職務の級への切替え)

- 2 昭和60年7月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職であって同日においてその者が属していた職務の等級(以下旧等級)という。)が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同様の職務の級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え等)

- 3 前1項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第2の新号俸欄に定める号俸とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、

改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附則別表第1

職務の級への切替表

旧等級	職務の級
6 等級	1 級
5 等級	2 級
4 等級	3 級
3 等級	4 級
	5 級
2 等級	6 級
	7 級
1 等級	8 級

附則別表第2

号 俸 切 替 表

旧号俸	新 号 俸							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1		1	1					
2	1	2	2	1	1	1	1	1
3	2	3	3	2	1	2	1	2
4	3	4	4	3	1	3	1	3
5	4	5	5	4	2	4	2	4
6	5	6	6	5	3	5	3	5
7	6	7	7	6	4	6	4	6
8	7	8	8	7	5	7	5	7
9	8	9	9	8	6	8	6	8
10	9	10	10	9	7	9	7	9
11	10	11	11	10	8	10	8	10
12	11	12	12	11	9	11	9	11
13	12	13	13	12	10	12	10	12
14	13	14	14	13	11	13	11	13
15	14	15	15	14	12	14	12	14
16	15	16	16	15	13	15	13	15
17	16	17	17	16	14	16	14	16
18		18	18	17	15	17	15	17
19		19	19	18	16	18	16	18
20			20	19	16	19	17	19
21			21	20	17	20	18	
22			22	21	17	21	18	
23			23	22	18	22	19	
24			24	23	19			
25				24	19			
26				25	20			

附 則（昭和61年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。ただし、第16条第1項の改正規定は昭和62年1月1日から施行する。

（切替え）

- 2 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ級の号俸とする。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則（昭和62年条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

（切替え）

2 昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ級の号俸とする。

（住居手当に関する経過措置）

3 切替期間において、改正前の条例第11条の規定により、住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第11条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則（昭和63年条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。ただし、第8条第2項第2号及び第4号の改正規定については昭和64年4月1日から適用する。

（切替え）

2 昭和63年4月1日（以下「切替日」という。）における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ級の号俸とする。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則（平成元年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成元年条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

（切替え）

2 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ級の号俸とする。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則 (平成2年条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第21条第1項の改正規定は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(切替え)

- 3 平成2年4月1日(以下「切替日」という。)における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ級の号俸とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

- 5 この条例による改正後の職員の給与に関する条例第21条第1項の規定は、平成3年1月1日において、通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の事由に該当して休職にされている職員の同日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(委任)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則 (平成3年条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第8条第4項及び第16条の改正規定は、平成4年1月1日から、第12条の改正規定は、平成4年4月1日から適用する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(切替え)

- 3 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ号俸とする。
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則 (平成4年条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成5年1月1日から適用する。
- 2 この条例(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(切替え)

- 3 平成4年4月1日(以下「切替日」という。)における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ号俸とする。
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則（平成5年条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 この条例（第5条第2項及び同条第3項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（切替）

- 3 平成5年4月1日（以下「切替日」という。）における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ号俸とする。  
4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（期末手当の額の特例）

- 5 平成5年12月10日において改正前の条例第19条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第19条の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当の額を越えるときは、同日に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。  
6 前項の規定により期末手当が支給された職員の平成6年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第19条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を控除した額とする。  
7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則（平成6年条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成7年1月1日から適用する。  
2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

（切替）

- 3 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ号俸とする。  
4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（期末手当の額の特例）

- 5 平成6年12月10日において改正前の条例第19条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第19条の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同日に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。  
6 前項の規定により期末手当が支給された職員の平成7年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第19条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当から前項の差額を控除した額とする。

（委任）

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則（平成7年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成8年1月1日から適用する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（切替）

3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ号俸とする。

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則（平成8年条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第16条の改正規定は、平成9年1月1日から適用する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

（切替）

3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ号俸とする。

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則（平成9年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定、第19条第1項、第2項及び第3項の改正規定、第19条に2条を加える改正規定、第20条第1項、第2項、第4項及び同条に2項を加える改正規定並びに第21条第5項及び同条に1項を加える改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（切替）

3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸と同じ級の号俸とする。

（給与の内払）

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則（平成10年条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成11年1月1日から、第4条第6項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以

下「改正後の条例」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(号俸の切替え等)

- 3 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸と同じ級の号俸とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則 (平成11年条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 3 平成11年12月10日において改正前の条例第19条の規定に基づいて支給される職員の期末手当の額が、改正後の条例第19条の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同日に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 4 前項の規定により期末手当が支給される職員の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第19条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を控除した額とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則 (平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当・勤勉手当に関する特例措置)

- 3 平成12年12月8日において、改正前の条例第19条、第20条の規定に基づいて支給された職員の期末手当、勤勉手当の額(以下「改正前の期末手当、勤勉手当の額」という。)が改正後の条例第19条、第20条の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当、勤勉手当の額(以下「改正後の期末手当、勤勉手当の額」という。)を超えるときは、同日に支給されるべきその者の期末手当、勤勉手当の額は、第19条第2項、第20条第2項の規定にかかわらず、改正前の期末手当、勤勉手当の額から改正後の期末手当、勤勉手当の額を控除した額(以下「差額」という。)を改正後の期末手当、勤勉手当の額に加算した額とする。

- 4 前項の規定により、平成12年12月8日において期末手当、勤勉手当が支給された職員の平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第19条第2項の規定にかかわらず、同条

の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を控除した額とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例（期末手当、勤勉手当については、附則第3項）の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に代表理事が定める。

附 則（平成13年条例第1号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

- 3 平成13年12月10日において、改正前の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例第19条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額（以下改正前の期末手当の額）という。）が改正後の条例第19条の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当の額（以下「改正後の期末手当の額」という。）を超えるときは、同日に支給されるべきその者の期末手当の額は、第19条第2項の規定にかかわらず、改正前の期末手当の額から改正後の期末手当の額を控除した額（以下「差額」という）を改正後の期末手当の額に加算した額とする。

- 4 前項の規定により、平成13年12月10日において期末手当が支給された職員の平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第19条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を控除した額とする。

(委任)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に代表理事が定める。

附 則（平成14年条例第1号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が、第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日（期末手当については改正後の条例第19条第1項後段又は第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「在職期間」という。）について支給される給与のうち、給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 在職期間について改正後の条例の規定による給料月額並びに改正後の条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の条例第19条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6

箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(委任)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に代表理事が定める。

附 則 (平成15年条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第19条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額合計額に100分1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の代表理事が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して代表理事が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則 (平成16年条例第7号)

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、期末手当基礎額に、12月期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(その日の翌月以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、平成17年4月1日から平成17年11月30日までの月数(同年4月1日から11月30日までの期間において在職していなかった期間、給料を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則 (平成18年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(特定の職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。  
(号給の切替え)
- 3 切替日の前日において相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(代表理事の定める職員にあっては、代表理事の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。  
(最高の号給を超える給料月額の切替え)
- 4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び代表理事の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、代表理事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項及び第11条の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年相楽郡広域事務組合条例第6号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第11条中「給料」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。  
(平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例)
- 10 平成22年3月31日までの間における給与条例第4条第4項及び同条第5項の規定の適用については、第4条第4項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、同条第5項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」とし、第11条中「100分の3」とあるのは、平成18年4月1日から平成19年3月31日の間にあっては、「100分の6」と、平成19年4月1日から平成20年3月31日の間にあっては、「100分の5」と、平成20年4月1日から平成21年3月31日の間にあっては、「100分の4」とする。  
(規則への委任)
- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第 1 (附則第 2 項関係)

職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	6 級

附則別表第2（附則第3項関係）

職員の号給の切替表

旧号給	経過期間	旧級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13

	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47

	9月以上 12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49
	3月以上 6月未滿		86	66	57	70	58	54	50
	6月以上 9月未滿		87	67	58	71	59	55	51
	9月以上 12月未滿		88	68	58	72	60	56	52
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53
	18	3月未滿		89	69	59	73	61	57
3月以上 6月未滿			90	70	59	74	62	58	54
6月以上 9月未滿			91	71	60	75	63	59	55
9月以上 12月未滿			92	72	60	76	64	60	56
12月以上			93	73	61	77	65	61	57
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57
	3月以上 6月未滿		93	74	61	78	66	62	58
	6月以上 9月未滿		93	75	61	79	67	63	59
	9月以上 12月未滿		93	76	62	80	68	64	60
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61
	3月以上 6月未滿			78	62	82	70	66	62
	6月以上 9月未滿			79	63	83	71	67	63
	9月以上 12月未滿			80	63	84	72	68	64
	12月以上			81	63	85	73	69	65
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65
	3月以上 6月未滿			82	64	86	74	70	66
	6月以上 9月未滿			83	64	87	75	71	67
	9月以上 12月未滿			84	64	88	76	72	68
	12月以上			85	65	89	77	73	69
22	3月未滿			85	65	89	77	73	
	3月以上 6月未滿			86	65	90	78	74	
	6月以上 9月未滿			87	66	91	79	75	
	9月以上 12月未滿			88	66	92	80	76	
	12月以上			89	67	93	81	77	
23	3月未滿			89	67	93	81		
	3月以上 6月未滿			90	67	94	82		
	6月以上 9月未滿			91	68	95	83		
	9月以上 12月未滿			92	68	96	84		
	12月以上			93	69	97	85		
24	3月未滿			93	69	97	85		
	3月以上 6月未滿			94	70	98	86		
	6月以上 9月未滿			95	71	99	87		
	9月以上 12月未滿			96	72	100	88		
	12月以上			97	73	101	89		

25	3月未満			97	73	101			
	3月以上6月未満			98	73	102			
	6月以上9月未満			99	74	103			
	9月以上12月未満			100	74	104			
	12月以上			101	75	105			
26	3月未満			101	75	105			
	3月以上6月未満			102	75	106			
	6月以上9月未満			103	76	107			
	9月以上12月未満			104	76	108			
	12月以上			105	77	109			
27	3月未満			105	77				
	3月以上6月未満			106	78				
	6月以上9月未満			107	79				
	9月以上12月未満			108	80				
	12月以上			109	81				
28	3月未満			109	81				
	3月以上6月未満			110	82				
	6月以上9月未満			111	83				
	9月以上12月未満			112	84				
	12月以上			113	85				
29	3月未満			113					
	3月以上6月未満			114					
	6月以上9月未満			115					
	9月以上12月未満			116					
	12月以上			117					
30	3月未満			117					
	3月以上6月未満			118					
	6月以上9月未満			119					
	9月以上12月未満			120					
	12月以上			121					
31	3月未満			121					
	3月以上6月未満			122					
	6月以上9月未満			123					
	9月以上12月未満			124					
	12月以上			125					
32	3月未満			125					
	3月以上6月未満			125					
	6月以上9月未満			125					
	9月以上12月未満			125					
	12月以上			125					

附 則（平成19年条例第11号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に掲げる規定を除く。）による改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 平成19年6月に支給する勤勉手当に関する改正後の給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「100分の77.5」とあるのは、「100分の72.5」と読み替えるものとする。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成21年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第17条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者）については、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定職員以外の職員であった期間がある職員）については、当該月数から当該期間を考慮して代表理事が定める月数を減じた月数を乗じて得た額

職務の級	号 給
1 級	1 号給から 5 6 号給まで
2 級	1 号給から 2 4 号給まで
3 級	1 号給から 8 号給まで

（2）平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（委任）

- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 4 項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第 17 条第 2 項並びに第 4 項及び第 5 項、若しくは第 19 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは附則第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1）平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員（相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例（以下この号及び附則第 4 項において「給与条例」という。）第 21 条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第 2 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 6 号）附則第 6 項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 22 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職 務 の 級	号 給
1 級	1 号給から 93 号給まで
2 級	1 号給から 64 号給まで
3 級	1 号給から 48 号給まで
4 級	1 号給から 32 号給まで
5 級	1 号給から 24 号給まで
6 級	1 号給から 16 号給まで

- （2）平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤  
 勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

（平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え）

- 3 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年条例第 2 号）の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整）

- 4 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日において給与条例第 4 条第 4 項の規定により昇給した職員（その他同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成 23 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

(規則への委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成24年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第18条第2項及び附則第5項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 4 平成27年3月31日までの間における給与条例第4条第4項の規定の適用については、同項中「4号級」とあるのは「3号級」と、「3号級」とあるのは「2号級」とする。

附 則 (平成27年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び代表理事の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、代表理事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(代表理事が別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第2項の適用を受ける職員(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、代表理事の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、代表理事の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第17条第4項(給与条例第18条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第

17条第4項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年相楽郡広域事務組合条例第1号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

- 7 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	100分の6	100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合
------	--------	-------------------------

（規則への委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年条例第1号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年条例第6号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 第1条改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成29年条例第1号）

（施行期日）

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例第8条第3項及び第8条の2の規定の適用については、第8条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第8条の2第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、

その旨を含む。)と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、

同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則(平成30年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成31年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和2年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、

令和2年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 第1条の規定による改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「第1条の規定による改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 3 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例第10条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「第2条の規定による改正後の条例」という。）第10条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の条例第10条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の条例第10条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則 (令和2年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条第2項関係）

級別職務分類表

級	職 務
6	事 務 局 長
5	次 長
4	主 幹
3	主 査
2	主 任
1	主 事

#### 別表第2（第3条関係）

給 料 表

職務 の級 号 給	給 料					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200

2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
1 0	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
1 1	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
1 2	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
1 3	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
1 4	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
1 5	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
1 6	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
1 7	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
1 8	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
1 9	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
2 0	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
2 1	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
2 2	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
2 3	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
2 4	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
2 5	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
2 6	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
2 7	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
2 8	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
2 9	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
3 0	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
3 1	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
3 2	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
3 3	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
3 4	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
3 5	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
3 6	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
3 7	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
3 8	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
3 9	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
4 0	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
4 1	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
4 2	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
4 3	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000

4 4	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
4 5	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
4 6	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
4 7	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200
4 8	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900
4 9	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
5 0	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
5 1	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
5 2	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
5 3	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
5 4	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
5 5	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000
5 6	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
5 7	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
5 8	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
5 9	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
6 0	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
6 1	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
6 2	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
6 3	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
6 4	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
6 5	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
6 6	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
6 7	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
6 8	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
6 9	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
7 0	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
7 1	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
7 2	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
7 3	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
7 4	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
7 5	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
7 6	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
7 7	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
7 8	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	
7 9	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	
8 0	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	
8 1	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	
8 2	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	
8 3	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	
8 4	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	
8 5	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	

8 6	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200		
8 7	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600		
8 8	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000		
8 9	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400		
9 0	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900		
9 1	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300		
9 2	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700		
9 3	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000		
9 4		294, 900	342, 600			
9 5		295, 200	343, 100			
9 6		295, 600	343, 500			
9 7		295, 800	343, 700			
9 8		296, 100	344, 100			
9 9		296, 500	344, 500			
1 0 0		296, 900	344, 800			
1 0 1		297, 100	345, 100			
1 0 2		297, 400	345, 500			
1 0 3		297, 800	345, 900			
1 0 4		298, 100	346, 300			
1 0 5		298, 300	346, 800			
1 0 6		298, 600	347, 200			
1 0 7		299, 000	347, 600			
1 0 8		299, 300	348, 000			
1 0 9		299, 500	348, 500			
1 1 0		299, 900	348, 900			
1 1 1		300, 300	349, 200			
1 1 2		300, 600	349, 500			
1 1 3		300, 800	350, 000			
1 1 4		301, 000				
1 1 5		301, 300				
1 1 6		301, 700				
1 1 7		301, 900				
1 1 8		302, 100				
1 1 9		302, 400				
1 2 0		302, 700				
1 2 1		303, 100				
1 2 2		303, 300				
1 2 3		303, 600				
1 2 4		303, 900				
1 2 5		304, 200				